

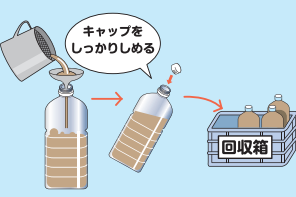
資源物の拠点回収

- 【注意点】
- 年末・年始の休館日及び閉庁日には回収がありません。
 - 時間外証明窓口(中央区役所)では回収がありません。
 - 区役所は土曜日、日曜日及び休日の回収がありません。
 - 公民館、地域コミュニティセンター等では休館日や祝日等で回収が無い場合がありますので、回収の有無については持ち込み先の施設または廃棄物計画課へご確認ください。

長嶺・西原・東町・帯山・壺川・楠地域コミュニティセンター
城山地域コミュニティセンター
白坪・松尾・松尾西地域コミュニティセンター
秋津・託麻・東部・清水・花園・龍田・大江・北部公民館、北区役所、東区役所
五福・南部・幸田公民館、城南総合出張所、南区役所
鮑田・天明公民館、河内総合出張所、中央区役所、西区役所
中央公民館(月曜日を除く)
環境総合センター(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
三山荘(月曜日及び年末年始を除く)
戸島ふれあい広場(水曜日及び祝日を除く)
東部交流センター(火曜日及び祝日を除く)
夢もやい館(日曜日及び祝日を除く)
火の君文化センター(月曜日を除く)
西部交流センター(水曜日及び年末年始を除く)

資源物の拠点回収にご協力ください!

使用済み天ぷら油



2ℓ以下で、ねじ込み式キャップのペットボトルに入れて出してください。

〈留意点〉プッシュ式キャップのペットボトルでは出せません。

毎週火曜日(9:00～16:00)

毎週木曜日(9:00～16:00)

第1・3木曜日(9:00～16:00)

乾燥生ごみ



※地域コミュニティセンターでの回収はありません。

〈留意点〉電気式生ごみ処理機で乾燥処理した生ごみに限ります。

家庭用生ごみ処理機の購入費助成を行っています。購入される際には、処理機の特長(処理時間・音・におい・電気代等)を確認のうえ購入してください。詳しくはごみ減量推進課へ(096-328-2365)

毎週火曜日(8:30～20:00) ※北区役所、東区役所は17:15まで

毎週水曜日(8:30～20:00) ※城南総合出張所、南区役所は17:15まで

毎週木曜日(8:30～20:00) ※中央区役所、西区役所は17:15まで

常時(9:00～22:00)

常時(8:30～17:15)

常時(10:00～16:00)

—

—

—

—

常時(9:00～21:30)

使用済み小型家電

専用回収ボックス(投入口:横25cm×縦10cm)に投入できる大きさの使用済み小型家電のうち次のもの

・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブル音楽プレーヤー・ポータブルDVDプレーヤー・携帯用ラジオ・携帯用テレビ・小型ゲーム機・電子辞書・電卓・ICレコーダー・リモコン・携帯電話・PHS・タブレット端末・電子書籍専用端末・電子手帳・PDA・カーナビ・カーステレオ・ETC車載ユニット・USBメモリ・メモリーカード類・ハードディスク・各種ディスクドライブ・モデム・ルーター・電子体温計・電気かみそり(電気シェーバー)・バリカン・電子機器付属品(ACアダプター・充電器コードケーブル類)の30品目

※地域コミュニティセンターでの回収はありません。

※電話機等専用ボックスに投入できない大きさの使用済み小型家電は令和2年(2020年)3月31日までで終了しました。

〈留意点〉乾電池等を取り外してください。個人情報情報は消去してください。



常時(8:30～20:00) ※北区役所、東区役所は17:15まで

常時(8:30～20:00) ※城南総合出張所、南区役所は17:15まで

常時(8:30～20:00) ※中央区役所、西区役所は17:15まで

常時(9:00～22:00)

常時(8:30～17:15)

常時(10:00～16:00)

常時(9:00～17:00)

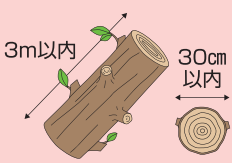
常時(9:00～22:00)

常時(9:00～17:00)

常時(8:30～17:15)

常時(9:00～21:30)

樹木



樹木(樹木の枝、落ち葉、幹、根株)、竹(根株は除く)1つの大きさは長さ3m×直径30cm以内。

〈留意点〉事業者が剪定・運搬するなどした事業系樹木は対象となりません。個人宅の敷地内の樹木を自ら剪定し運搬したものに限ります。排出状況の調査を行うことがあります。

樹木は、指定施設に直接お持ち込みください。なお、盆休み、年末年始等休業の場合もありますので、施設にお問合せください。

①搬入時間
毎週土曜日8:30～16:30

②指定施設
市のホームページ又は
ごみゼロコール
(0570-00-5374)にて
ご確認ください。

※注意事項
樹木を持ち込む際は、その都度申請書の提出及び身分証明書の提示が必要です。申請書は指定施設の窓口または市のホームページからお取り寄せください。土や泥、石は落としてください。場内では、施設職員の指示に従ってください。一ヶ月に持ち込むことが出来るのは1トンまでです。

再生資源集団回収助成について

熊本市では、家庭ごみの減量、リサイクルの推進、また、地域コミュニティの形成を促すためリサイクル可能な資源の集団回収活動に対して助成金を交付しています。

集団回収のメリット

- ★家庭ごみの減量・リサイクルの推進につながります。
- ★多くの家庭から回収できるので資源が効率よく大量に集まります。
- ★持ち去り行為を防止することができます。
- ★登録業者への売却金に加え、市から助成金が出るので、活動費用として活用できます。
- ★参加者のリサイクル意識が高まります。
- ★活動を通して、地域や活動団体のコミュニケーションが図れます。



まずは登録が必要です!

助成金の交付を受けるためには、あらかじめ市に団体登録することが必要です。登録できる団体は、熊本市内の町内自治会、PTA、子ども会、老人会、婦人会など市内の住民で構成された営利を目的としない団体に限ります。登録の手続きは、各区役所総務企画課またはごみ減量推進課(市役所7階)で随時受け付けています。

○助成対象品目と助成金

区分	種類	品目	助成金単価(円)
回収量助成金	古紙類	新聞紙 雑紙 段ボール 紙パック(500ml以上のもの)	1kg当たり6円
	ガラスびん類 (再使用可能なびん)	一升びん	1本当たり6円
		ビールびん リターナブルびん	1本当たり3円
	金属類	アルミ類 スチール類 (市が定期収集している資源物及び特定品目のうちガス缶・スプレー缶に限る。)	1kg当たり6円
	布類	古着	1kg当たり6円
回数助成金	3回以上集団回収を行った場合に、回収量助成金と合わせて交付されます。 回数助成金=(年間の実施回数-2回)×2,000円 ※ 年額24,000円上限 ※ 「年間」は、当該年の1月1日から12月31日とします。		

資源物等の持ち去りは条例違反です!

熊本市では、ごみステーション等から資源物等を持ち去る行為を禁止しています!これまでも巡回指導等を行い資源物の持ち去り行為撲滅に努めていますが、選別後のごみの不法投棄、行為を注意した市民への暴言・恫喝によるトラブルの発生、交通法規を無視した危険な運転を行うなどの悪質な者もあり、依然として持ち去り行為が横行している状況です。このような現状を踏まえ、資源物等の持ち去り行為撲滅に向けて、次のような取組を行っています。

- ①持ち去り行為者への対策
職員による早朝パトロール及び警備会社による巡視パトロールによる直接指導を行っています。
- ②持ち去り物の売却を防ぐ環境づくり
「持ち去り物買取拒否宣言店」制度を開始し、再生資源集団回収登録業者に賛同をいただいております。
- ③持ち去りを防ぐ環境づくり
「持ち去り禁止意思表示テープ」を希望団体へモニター配布し、持ち去り行為防止に努めています。

持ち去り行為を防止するには

地域で実施される集団回収を利用しましょう!(左記参照)
収集日の前日や夜間に資源物を出さないようにしましょう!

持ち去り行為を見かけた場合

行為者に直接注意せず、「日時」「場所」「資源物の種類」「車両の特徴(ナンバー、車種、色)」「行為者の特徴(人数、性別、年齢)」をわかる範囲で結構ですので、ごみ減量推進課もしくは各区役所総務企画課(お問い合わせは19ページ参照)へ情報提供してください。パトロールや指導に活用します。



◎生ごみの減量方法

生ごみは、水気を切りましょう!

燃やすごみの約40%を占めている生ごみ、その80%以上が水分と言われています。生ごみの水分をいかに切るかによって、燃やすごみを大幅に減らすことができます。また、「食べ残し」をせずに、食品をきちんと消費することも大切です。

- ①生ごみのひとしぼりで水気を切る。
- ②食料品は使い切る。
- ③作ったものは食べてしまう。

生ごみのリサイクルにチャレンジ!

電気式生ごみ処理機、堆肥化容器で手軽にリサイクルできます。

電気式生ごみ処理機

- 電気 型…ヒーターの熱源や温風で水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容するものです。
- バイオ 型…堆肥化資材を使って分解し、減量・減容するものです。

堆肥化容器

- 地上設置型…土に埋めて使用し、微生物の力で発酵・分解させます。
- 屋内設置型…発酵促進剤を使って発酵・分解させます。

段ボールコンポスト

生ごみをピートモスやもみ殻くん炭などを入れた段ボール箱に混ぜ込んで、発酵・分解させ堆肥化を行うもの。栄養素が豊富な堆肥ができます。

○生ごみ処理機のメリット

- ごみの減量ができ、ごみ出しの負担が減ります。
- キッチンが清潔・衛生的になります。
- 堆肥化により生ごみが資源にかわります。

